

# 介護療養型老人保健施設 みさと 運営規程

(介護給付事業)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、医療法人瑞穂会が開設する介護療養型老人保健施設みさと（以下「療養型老健みさと」という。）における、次に掲げる諸事業の運営に関し、重要な事項を定めるものとする。

一 介護療養型老人保健施設入所（以下「施設入所」という。）

二 介護療養型老人保健施設短期入所療養介護（以下「短期入所」という。）

(事業の目的)

第 2 条 施設入所は、療養型老健みさとを利用する要介護者（以下「利用者」という。）に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

2 短期入所は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

第 3 条 療養型老健みさととは、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービス及び短期入所療養介護（以下「施設サービス等」という。）を提供するものとする。

2 療養型老健みさととは、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に交流に努めるものとする。

3 療養型老健みさととは、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

(説明及び同意)

第 4 条 療養型老健みさとの従業者は、施設サービス等の提供に当たり、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行い、同意を得なければならない。

(身体拘束の禁止)

第 5 条 療養型老健みさととは、利用者に対する施設サービス等の提供に行うに当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。

2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(秘密の保持)

第 6 条 療養型老健みさとの従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではない。

(名称等)

第 7 条 療養型老健みさとの名称等は、次のとおりである。

- 一 名称 介護療養型老人保健施設 みさと  
二 所在地 群馬県高崎市箕郷町上芝628-2  
三 管理者 合志 裕一

(定員)

第8条 療養型老健みさとの施設入所、短期入所の利用定員は、合計96人である。

(従業者の職種、その内容及び員数)

第9条 療養型老健みさとの従業者の職種、その内容及び員数は、別表第1のとおりである。

(施設サービス等の内容)

第10条 療養型老健みさとで提供する施設サービス等の内容は、次のとおりとする。

- 一 施設サービス計画及び短期入所療養介護計画（概ね4日以上継続し利用する場合）の作成
- 二 食事の提供
- 三 入浴（一般浴槽又は特殊浴槽による入浴とする。）
- 四 看護及び医学的管理の下における介護
- 五 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション等）
- 六 退所に向けた総合的支援
- 七 各種相談に対する指導及び援助
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料及びその他の費用の額)

第11条 利用者が、療養型老健みさとから施設サービス等の提供を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービス等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の状況によりその1割又は2割・3割の額とする。

2 療養型老健みさととは、前項に定める額のほか、次の各号に定める費用につき、別表2の各表にその額を掲げ、かつ当該費用に関し利用者および家族の同意を得たときは、利用者から当該費用の額の支払を受けることができる。

一 介護保健施設サービス

- ①食事の提供に要する費用
- ②居住に要する費用
- ③利用者が選定する特別な療養室の費用
- ④利用者が選定する特別な食事の費用
- ⑤理美容代
- ⑥その他、日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

二 短期入所療養介護

- ①食事の提供に要する費用
- ②滞在の費用
- ③利用者が選定する特別な療養室の費用
- ④利用者が選定する特別な食事の費用
- ⑤送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）
- ⑥理美容代
- ⑦その他、日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

3 前項の費用の額を変更した場合は、変更した額について新たに利用者及び家族の同意を得

るものとする。

(療養型老健みさとの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が療養型老健みさどを利用するに当たっての留意事項は、以下の各号に定めるとおりとする。

一 利用者は、従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

二 面会時間は、午前7時から午後7時までとする。

三 外出・外泊する際は、別に定める「外出・外泊届」を提出すること。

四 療養型老健みさどに入所中あるいは外泊中に、他の保険医療機関に受診（他科受診）した場合、診療内容が医療保険請求されるものについては、一般の患者と同様に患者負担（老人医療の一部負担金）が発生する。この一部負担金はすべて利用者の負担になる。

他科を受診する場合には、受診前に必ず担当の介護支援専門員に相談すること。

2 その他、療養型老健みさど利用に当たっての留意事項は、管理者が別に定めることができる。

(通常の送迎の実施区域)

第13条 短期入所の通常の送迎実施区域は、高崎市、榛東村、吉岡町及び安中市とする。

(褥瘡の発生防止)

第14条 療養型老健みさどは、施設サービス等の提供に当り、褥瘡が発生しないよう、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

一 褥瘡リスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成すること。

二 療養棟看護職員を褥瘡予防担当者とする。

三 療養型老健みさど褥瘡予防対策チームを設置し、褥瘡予防のための指針を整備すること。

四 従業者に対し、褥瘡予防に関する教育を行うこと。

(衛生管理)

第15条 療養型老健みさどは、施設内において感染症又は食中毒の発生を防止し又は蔓延しないように、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

一 療養棟看護職員を感染対策担当者とする。

二 療養型老健みさど感染対策委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底する。

三 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針（療養型老健みさど感染対策マニュアル）を整備する。

四 前号に定めるマニュアルに基づき、従業者に対する研修を定期的実施する。

(非常災害対策)

第16条 療養型老健みさどは、防火管理者非常災害に関する具体的な計画を立てさせるものとする。

2 療養型老健みさどは、非常災害に備えるため、毎年5月に昼間を想定した非常災害訓練（避難・消火・通報訓練を行うものをいう。）、11月に夜間を想定した非常災害訓練を行う。

3 療養型老健みさどの従業者は、常に災害の防止と利用者の安全確保に配慮する。

(要望及び苦情処理)

第17条 療養型老健みさどは、提供した施設サービス等に関し、利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、要望及び苦情を申し出た者に、その対応策を説明するものとする。

- 2 苦情の処理システムは、療養型老健みさと情報委員会で定めるものとする。
- 3 要望及び苦情の受付担当者は、支援相談員、介護支援専門員並びに療養棟看護職員とする。
- 4 利用者又は家族の要望及び苦情を受け付けるために、療養型老健みさとの玄関及び各棟のスタッフステーション前に「ご意見箱」を設置する。

5 要望及び苦情に関する連絡先

- ① 介護療養型老人保健施設みさと ☎027-371-4352
- ② 高崎市役所介護保険課 ☎027-321-1111
- ③ 群馬県国民健康保険団体連合会 ☎027-290-1323

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第18条 療養型老健みさとは、事故の発生又は再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応及び報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針(療養型老健みさと事故防止・対応マニュアル)を整備する。
- 二 療養型老健みさとは、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実の報告及びその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 三 療養棟看護職員を安全対策責任者とする。
- 四 安全管理委員会を設置して事故防止のための対策を検討するとともに、従業者に対する研修を定期的実施する。

2 療養型老健みさとは、利用者に対する施設サービス等の提供により事故が発生した場合は、同マニュアルに基づいて、直ちに必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡しなければならない。

死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその内容を県及び市町村に報告しなければならない。

- 3 療養型老健みさとは、前項の事故の状況及び事故に際して執った措置について記録する。
- 4 療養型老健みさとは、利用者に対する施設サービス等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービスの質の評価)

第19条 療養型老健みさとは、自らその提供する施設サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。なお、評価に当たっては、療養型老健みさとサービス評価委員会を組織して行う。

- 2 前項に定める評価委員会は、療養型老健みさとの従業員以外の者も加えて組織するよう努めるものとする。
- 3 療養型老健みさとは、第1項に定める評価委員会の評価を要約し、公表するよう努めるものとする。

(虐待の防止)

第20条 療養型老健みさとは、利用者等の人権の擁護、虐待防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- 一 療養棟看護職員を、虐待防止担当者とする。
- 二 虐待防止を啓発・普及するための職員に対する研修の開催

三 虐待防止を推進するための委員会の開催

四 虐待防止のための指針を整備

五 成年後見制度の支援

2 虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い、速やかに高崎市の窓口に連絡する。また、養護者による虐待が疑われる場合は、高崎市地域包括支援センターへ連絡する。なお、行政機関等からの調査・指導・処分等については、法令に従い適切に対応する。

（その他事項）

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、医療法人瑞穂会と協議し、管理者が別に定める。

#### 附 則

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 この規程は、平成21年4月20日から一部を改定する。

第3条 この規程は、平成23年3月1日から一部を改定する。

第4条 この規程は、平成24年4月1日から一部を改定する。

第5条 この規程は、平成24年10月1日から一部を改定する。

第6条 この規程は、平成26年4月1日から一部を改定する。

第7条 この規程は、平成27年4月1日から一部を改定する。

第8条 この規程は、平成27年8月1日から一部を改定する。

第9条 この規程は、平成27年10月1日から一部を改定する。

第10条 この規程は、平成28年6月1日から一部を改定する。

第11条 この規程は、平成28年11月1日から一部を改定する。

第12条 この規程は、平成29年4月1日から一部を改定する。

第13条 この規程は、平成30年1月1日から一部を改定する。

第14条 この規程は、令和元年10月1日から一部を改定する。

第15条 この規程は、令和3年4月1日から一部を改定する。

第16条 この規程は、令和3年8月1日から一部を改定する。

第17条 この規程は、令和4年10月1日から一部を改定する。

第18条 この規程は、令和5年12月1日から一部を改定する。

第19条 この規定は、令和6年4月1日から一部を改定する。

運営規程別表第一 療養型老健みさとの従業員の職種等

職 種	職 務 の 内 容	員数（常勤換算）
管理者	療養型老健みさとの従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。	1名以上
医師	利用者の心身の状況に応じて、必要な医学的管理を行う。	1名以上
薬剤師	医師の指示に基づき、薬剤の管理及び服薬指導等を行う。	0.32名以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	リハビリテーションプログラム等を作成し、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。	1名以上

看護職員	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の業務及び施設サービス計画等に基づく看護・介護を行う。	16名以上
介護職員	施設サービス計画等により、医学的管理に基づく介護を行う。	16名以上
管理栄養士	献立の作成、栄養指導、嗜好調査、利用者の食事・栄養管理等を行う。	1名以上
介護支援専門員	施設サービス計画等の原案を作成するほか、ケアマネジメントを行う。	1名以上
相談員	利用者及び家族からの処遇上の相談に応じるとともに、入退所事務等を行う。	1名以上